

NEXTGIGA Ⅰ人Ⅰ台端末導入・運用・管理業務委託 プロポーザル実施要領

1 趣 旨

この要領は、NEXTGIGA Ⅰ人Ⅰ台端末導入・運用・管理業務委託の受託者候補者をプロポーザル方式で選定するに当たり、公正かつ適正に審査を実施するため、必要な事項について定めるものである。

2 業 務 名

NEXTGIGA Ⅰ人Ⅰ台端末導入・運用・管理業務委託

3 業務内容

NEXTGIGA Ⅰ人Ⅰ台端末導入・運用・管理業務委託仕様書（以下、「仕様書」という。）のとおりに。

4 委託期間

2025 年（令和 7 年）11 月 1 日から 2031 年（令和 13 年）2 月 28 日

ただし、2025 年（令和 7 年）11 月 1 日から 2026 年（令和 8 年）2 月 28 日までは、iPad 本体の設定作業及び本区専用にカスタマイズされたクラウド環境構築業務期間とし、運用及び管理業務期間は、2026 年（令和 8 年）3 月 1 日から開始する前提で入札見積書を作成すること（委託期間は 64 か月であるが、運用及び管理業務期間は 60 か月）

5 受託候補者選定方式

公募型プロポーザル方式

6 提案上限額

NEXTGIGA Ⅰ人Ⅰ台端末導入・運用・管理業務委託費

金 委託期間総額 1,815,000,000 円（税込）

なお、提示された見積額がこの上限額を超えた場合には審査対象としない。

7 本件プロポーザルに参加することができる者の資格

本業務への取組意欲及び業務遂行能力を有した法人等であり、参加申込書提出日現在において、以下に掲げるすべての要件を満たす事業者を対象とし、1 つでも満たさない場合は、審査対象から除外する。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。また、同条第2項による措置を現に受けていないこと。
- (2) 江戸川区から入札参加禁止又は指名停止を受けている期間中でないこと。
- (3) 国税及び地方税の全部又は一部について未納がないこと。
- (4) 会社更生法に基づき更生手続開始の申し立てをしていないこと及び民事再生法に基づき再生手続開始の申し立てをしていないこと。
- (5) 暴力団（江戸川区暴力団排除条例（平成24年7月江戸川区条例37号）第2条第1号に指定する暴力団をいう。）又はその構成員若しくはその構成員でなくなった日から5年を経過しない者の統制下でないこと。
- (6) 江戸川区契約における暴力団等排除措置要綱（平成23年10月1日施行）に規定する入札参加除外措置を受けていないこと。
- (7) 児童生徒数1万人以上の自治体における、GIGAスクール構想に係る学習者用端末の導入・運用・管理業務の実績・経験を保持していること。
- (8) 過去に官公庁における契約途中の業務解除がなされていないこと（ただし、発注者の責めに帰す事由による解除は除く）。

8 プロポーザル実施スケジュール

項 目	期日等
公告日（公募開始）	令和7年6月18日（水曜）
質問表（様式6）受付締切	令和7年6月23日（月曜）午前10時
質問表回答	令和7年6月26日（木曜）
参加申込書（様式1）及び参加資格確認書（様式2）提出期限	令和7年7月1日（火曜）午後5時
企画提案書、業務実績書（様式4）及び見積書（様式5）提出期限	令和7年7月3日（木曜）午後5時
一次審査（書類審査）結果通知 二次審査（プレゼンテーション審査）通知	令和7年7月11日（金曜）までに通知
二次審査（プレゼンテーション審査）実施	令和7年7月18日（金曜）
最終審査結果の通知	令和7年7月25日（金曜）までに通知
契約内容協議及び契約締結	令和7年7月下旬～8月下旬

キitting対象となる iPad の納入期限 ＊本件受託者の指定する場所に納入	令和7年10月31日（金曜）
仕様書に基づくキitting作業の開始	令和7年11月～

9 質問票の提出及びそれらに対する回答

（1）質問票（様式6）の提出期間

令和7年6月18日（水曜）～6月23日（月曜）午前10時まで

（2）提出方法

質問票（様式6）を作成の上、以下の専用アドレスへ電子メールにより提出すること。
なお、電子メール送信後、事務局あてにその旨を必ず電話で連絡すること。

【あて先】 2811150@city.edogawa.tokyo.jp

（3）質問に際しての注意事項

- ① メールの件名は、「【会社名】NEXTGIGA 1人1台端末導入・運用・管理業務に関する質問」とし、本文に会社名、担当者氏名及び連絡先を明記すること。
- ② 電話若しくは口頭又はFAXなど、9（2）に記載した方法以外による質問はいかなる理由があっても受け付けず、回答も行わない。
- ③ 質問票の提出期限は、令和7年6月23日（月曜）午前10時までとし、期限以降に到着したものについては、理由を問わず回答を行わない。
- ④ 本区は電子メールの誤送信やインターネット通信障害等、いかなる理由があっても、提出期限を延長せず、また、発生した事故について、一切の責任を負わない。

（4）質問票への回答期日

令和7年6月26日（木曜）予定

（5）回答方法

- ① 回答は本区のホームページ【 <https://www.city.edogawa.tokyo.jp/> 】上で、公表し、電話若しくは口頭又は電子メールでの回答は一切行わない。
- ② 回答に際して、質問を行った事業者名は公表しないほか、以下の事項に関するものについては、回答を行わず、回答を行わない理由も開示しない。
 - ア 意見の表明と解されるもの
 - イ 仕様書を含め本業務委託のプロポーザルに関する要望と解されるもの
 - ウ 質問の内容・趣旨が不明確なもの
 - エ その他本業務委託のプロポーザルに関する質問と解することができない質問

10 提出書類の提出期限並びに提出先及び提出方法

（1）提出期間

- ① 参加申込書（様式１）及び参加資格確認書（様式２）
令和７年６月１８日（水曜）～７月１日（火曜）午後５時
- ② 企画提案書、業務実績書（様式４）及び見積書（様式５）
令和７年６月１８日（水曜）～７月３日（木曜）午後５時

（２）提出方法

- ① 参加申込書（様式１）及び参加資格確認書（様式２）
当該データを PDF 化の上、上記 9（２）に記載された専用アドレスへ電子メールにより提出すること。
なお、電子メール送信後、事務局あてにその旨を必ず電話で連絡すること。
- ② 企画提案書、業務実績書（様式４）及び見積書（様式５）
以下の窓口まで直接持参するか又は簡易書留により郵送すること。

【あて先】 東京都江戸川区中央 1-4-1 江戸川区役所南棟 4 階 3 番窓口
教育委員会事務局 教育推進課 ICT 推進係 あて

（３）提出書類

NO	提出書類	備考・留意点	提出期限
1	参加申込書	様式 1	令和 7 年 7 月 1 日（火曜） 午後 5 時まで
2	参加資格確認書	様式 2	
3	企画提案書	① A4 サイズ、様式は任意とするが、表紙を除いて両面 10 枚以内にまとめ、ページ番号を付与すること ② 文字の大きさは 12 ポイント以上とする ③ 正本 1 部、副本 10 部とし、それぞれ様式 3 を表紙として使用すること	令和 7 年 7 月 3 日（木曜） 午後 5 時まで
4	業務実績書	様式 4	
5	見積書	様式 5	

（４）提出に際しての注意事項

- ① 書類の提出期限は、10（１）及び（３）に記載した期限までとし、その期限以降に提出されたものは、理由を問わず受け付けない。
なお、書類によって提出期限が異なるため、十二分に注意すること。
- ② 書類の提出は、10（２）に記載した方法とする。それら以外による提出は理由を問

わず受け付けない。

- ③ 本区は電子メールの誤送信やインターネット通信障害、公共交通機関の遅延等、いかなる理由があっても、提出期限を延長せず、また、発生した事故について、一切の責任を負わない。

(5) 企画提案書作成上の注意事項

- ① 体裁は、可能な限り「A4」サイズに統一すること。
- ② 文書のみならずイラスト等を活用の上、分かりやすく記載し、次の項目については、必ず記載を行うこと。
- ア 他自治体における実績等（特に、応募条件である「児童生徒数1万人以上の自治体における実績」を中心に記載すること）
- イ 本業務における仕様をすべて満たすべく、構築する人間的な体制
- ウ 各種アカウント（Microsoft365、L-Gate アカウント等）の効果的に管理するための仕組とその提案
- エ 1人1台 iPad へのアプリケーションを円滑に配信するための仕組とその提案
- オ 児童生徒の学びを止めない iPad の保守体制及び仕組の提案
- カ iPad の効果的な管理運用体制について
- キ 入校時間を可能な限り最小限にする年次更新の実施方法及び仕組の提案
- ク 導入予定の Web フィルタリングライセンス及び「端末の稼働状況を把握できる機能」の提案及びそれらの製品名
- ケ その他応募事業者独自の付帯サービスについて
- ③ 正本には、会社名、代表者役職・氏名、担当者氏名・電話番号を明記し、代表者印を押印し、副本には、会社名、代表者役職・氏名、代表者印、ロゴ又はその他応募者を特定・類推可能な情報を表示しないこと。

11 審査体制について

NEXTGIGA 1人1台端末導入・運用・管理業務委託事業者選考委員会設置要領に基づき「NEXTGIGA 1人1台端末導入・運用・管理業務委託受託者選考委員会」を設置の上、本委託業務の事業者選定に係るすべての審査は、選考委員会が行う。

なお、選考委員会の構成は一切発表しない。

12 一次審査（書類審査）について

提出書類に基づき参加条件を満たすか否かを含め、一次審査（書類審査）を行う。

結果については、合否に関わらず、全事業者を対象に令和7年7月11日（金曜）までに、参加申込書（様式1）に記載された連絡先へ通知する。

なお、一次審査（書類審査）に合格した事業者を二次審査（プレゼンテーション審査）

の対象とする。

13 二次審査（プレゼンテーション審査）について

一次審査（書類審査）に合格した事業者を対象に、二次審査（プレゼンテーション審査）を実施する。

（1）実施日

令和7年7月18日（金曜）予定

（2）実施場所及び時間

実施場所及び時間については、一次審査（書類審査）に合格した事業者を対象に、書面にて通知を行う（令和7年7月11日（金曜）までに通知予定）。

（3）出席及び説明者

出席及び説明を行う者は、本委託業務に係る担当者又はその責任者でなければならない、その人数は4人以下とする。

出席人数の超過、実施場所への遅刻など、本実施要領に反する事由が生じた場合には、二次審査（プレゼンテーション審査）の減点対象とする。

（4）プレゼンテーションの実施方法

① プレゼンテーションは、企画提案書等に基づき実施する。

プロジェクターを用いてスクリーン投影による説明も可とする。

② スクリーン投影による説明を希望する場合、プロジェクター及びスクリーンは本区で準備するが、パソコン等、その他の機器は二次審査実施対象事業者にて用意すること。

③ 1社の持ち時間は、プレゼンテーション30分以内、質疑応答に10分程度の計40分程度とし、企画提案内容に基づき説明をすること。

14 提案内容の評価方法及び評価基準並びに選考方法について

提案内容の評価基準は別紙1「本プロポーザルに係る審査評価基準」を参照すること。

15 契約予定事業者の決定

評価基準に基づき算出した総合得点により、令和7年7月25日（金曜）までに優れた提案者として、第1位優先協議者から第3位優先協議者まで決定し、審査の結果は、審査を実施したすべての事業者に対して文書で通知するものとする。

なお、応募事業者数に応じて、優先協議者の数は変動することがある。

16 審査結果の公表

結果は本区のホームページ【 <https://www.city.edogawa.tokyo.jp/> 】上で、公表し、審査結果の詳細についての問い合わせ等については、一切応じない。

17 選定決定の取り消し

優先協議者選定後であっても、当該優先協議者が参加資格に該当しない事由等が明らかになった場合は、選定決定を取り消すことがある。

また、企画提案内容に虚偽又は重大な瑕疵があった場合は、当該企画提案を無効とし、優先協議者であっても、本区はその選定決定を取り消すことができるものとする。

18 契約の締結

契約締結に当たっては、選定された企画提案内容のすべてをそのまま実施することを約束するものではない。業務委託内容の詳細について別途協議を行い、企画提案内容の一部を変更して、契約締結を行うことがある。

19 その他留意事項

- (1) 本プロポーザルにおいて公募する Web フィルタリングライセンス及び文部科学省が【GIGA スクール構想の実現 学習用コンピューター最低スペック基準】で定める「端末の稼働状況を把握できる機能」は、1つの製品での提案のみならず、複数製品により提案も可能とする。

ただし、その場合でもあっても、本件の提案上限額の範囲内で提案を行うこと（「端末の稼働状況を把握できる機能」を本件とは別の契約で調達することは認めない）。

- (2) 本委託契約は「江戸川区公契約条例」の規定が適用されるため、別紙2「江戸川区公契約条例の適用について」を参照すること。
- (3) 本プロポーザルの参加に関して使用する言語は日本語、通貨単位は円、時刻は日本標準時刻とする。
- (4) 本プロポーザルへの参加に係るすべての費用（書類作成費、交通費等、名称のいかんは問わない）は、参加事業者の負担とし、優先協議者に選定された後であっても、本区が負担することはない。
なお、本委託業務が不測の事態又は重大な事故等により、実施できなくなった場合は、どの事業者とも契約締結を行わないことがある。
- (5) 本プロポーザルの参加に関して提出された書類に関する著作権等の知的財産権及び肖像権はそれぞれの参加事業者に帰属するものであるが、本区へ提出された書類については、いかなる理由があっても返却しない。

また、本区は関係法令及び関係条例規則等に定めるほか、本委託業務の契約予定事業者の選定目的以外で、参加事業者から提出された書類を使用又は第三者提供することはない。

- (6) 本区から提示する仕様書等の資料は、本プロポーザルへの参加を検討すること以外で

の使用は一切認めない。参加事業者は、選定決定に至らなかった段階で各社の責任において、当該資料を破棄するものとする。

また、各社は参加に当たって、知りえた情報を第三者に漏らしてはならない。

(7) 本区へ提出した書類は、変更することができない。

ただし、提出した書類に不備・不明確な部分等があり、かつ、本区が変更を求めた場合は、この限りではない。

(8) 参加申込書（様式1）の提出後に参加を辞退する場合は、辞退表明書（様式7）を提出しなければならない。

なお、この場合であっても、上記（5）に記載のとおり、提出された書類は一切返却しない。

20 事務局

担 当：江戸川区教育委員会事務局 教育推進課 ICT 推進係

住 所：〒132-0851 江戸川区中央1-4-1 江戸川区役所南棟4階 3番窓口

電 話：5662-0730（直通）

本プロポーザルに係る審査評価基準

【Ⅰ次審査（書類選考）】 下表の項目ごとにAからEの評価を行い、各項目の配点にその評価係数を掛け、それらの合計点で選考を行う。

項 目	評価するポイント
Ⅰ 企業評価	
受託事業実績	・ 本件へ応募するための必須条件である、「児童生徒数1万人以上の自治体における、GIGA スクール構想に係る学習者用端末の導入・運用・管理業務の実績・経験」について、実績が十分であるか。
Ⅱ 業務実施体制	
実施体制	・ 豊富な経験や実績を有した本区専任の技術者の設置など、本区が求める質の業務を期待できるか。
業務遂行能力	・ 本事業の仕様書を十分に理解し、本区の NEXTGIGA を効果的かつ効率的に運用できる経験と技術が認められるか。 ・ 提案内容の実現可能なものであるか。
Ⅲ 企画提案内容評価	
各種アカウントの効果的な管理	・ 各種アカウント（Microsoft365、L-Gate アカウント等）の管理に関して、教育委員会及び教員にその負担が軽減されるような魅力ある提案がされているか。
アプリ配信に関する仕組み	・ 1人1台 iPad へのアプリケーション配信の仕組みが提案されているか。
iPad の保守内容	・ 教育現場で iPad を使用する教員にとって魅力的な運営体制を構築しているか。また、iPad の故障/破損時においては、児童生徒の学びを止めない体制を構築しているか。
iPad の運用管理	・ 運用管理体制は本区が求めるものを実現できる体制を構築しているか。
年次更新体制	・ iPad 本体及びアカウントの年次更新については、教育委員会及び教員にその負担が軽減されるような魅力ある提案がされているか。また負担軽減のために、「入校時間を可能な限り最小限にする」工夫がされているか。
Ⅳ Web フィルタリングライセンス（「端末の稼働状況を把握できる機能」も含む）	
—	・ 仕様書の要件を満たしているほか、端末を管理する教育委員会及び使用者である教員にとって魅力的なものであるか（「端末の稼働状況を把握できる機能」についても同様）

5 その他の付帯サービス	
—	・本件がプロポーザルであることを十分に理解し、今後5年間のNEXTGIGAを運用していく上で、教育委員会及び教員にとって非常に魅力的な独自の付帯サービスを提案しているか。
6 価 格	
価 格	・提案された業務内容に対する費用は妥当か。

評 価 基 準				
A評価	B評価	C評価	D評価	E評価
優れている	やや優れている	普通	やや劣っている	劣っている

【二次審査（プレゼンテーション）】 選考委員がプレゼンテーションの評価を行い、
配点内において点数による評価を行う。

7 プレゼンテーション評価	
実施体制	・本区と協働して、ともにNEXTGIGAを推進していく熱意や意欲があり、小中学校97校を含めた区全体をバックアップする体制が整っているか。
課題解決	・本区がNEXTGIGAで解決したい課題や、他の自治体でも同様に抱えているGIGAスクール構想の一般的な課題を最新の技術やソフトウェアを活用して、解決するような提案や工夫が事業提案内容に盛り込まれているか。
企画提案	・本区のNEXTGIGAがすべての児童生徒・教員にとって効果的なものになるよう、実現可能かつ魅力ある独自の提案が行われているか。
総合評価	・プレゼンテーション全体を通じた総合評価

江戸川区公契約条例の適用について

江戸川区では、公契約条例の適用対象案件に従事する労働者の労働報酬下限額を設定するとともに、労働環境等の確認を行うなどの規定を整備しました。

本案件は、江戸川区公契約条例の規定が適用され、受注者は、労働者等に対して労働報酬下限額以上の賃金等の支払いや労働環境等を確認するための書面を区へ提出することなどが義務付けられます。

なお、労働報酬下限額につきましては、契約を締結する年度の労働報酬下限額が適用されます。

概要や詳細は、江戸川区ホームページに掲載していますので、ご確認ください。

【ホームページ掲載場所】

トップページ（事業者向け情報） > しごと・産業 > 入札・契約情報 >

公契約条例関連情報 > 江戸川区公契約条例における労働環境等の確保に係る実施手続について

<https://www.city.edogawa.tokyo.jp/e012/shigotosangyo/nyusatsukeyaku/kokyotyotatukihonjorei/>

（関連資料）

- ・公契約条例制度説明会資料（令和3年9月24日）
- ・令和7年度江戸川区公契約条例労働環境等の確保に係る実施手続の手引き
- ・江戸川区公契約条例に基づく労働環境等の確認に関する特記事項（契約書または協定書の一部として綴られます）

（公契約条例に関する問い合わせ先）

総務部 契約課 契約係

TEL 03（5662）1005